

(5) 電子納品の対象となる成果品

愛知県電子納品運用ガイドラインでは以下のとおり（黒枠内）とされています。※1

納品対象物	ファイル形式等	対象	作成方法
工事打合簿※2	PDF 及びオリジナルファイル※2	○	決裁用鏡書類は共有システムにて作成し、別途作成した資料等を添付し決裁に付す。
うち、施工計画書※3	PDF 及び紙	○	
品質・出来形管理資料 (出来形図は除く)	紙又は PDF	△※7	別途作成し、共有システムに登録
出来形図及び完成図※4	SXF(sfc 又は sfz)※	○	別途作成し、共有システムに登録
工事写真※6	JPEG	○	別途作成し、共有システムに登録
地質データ	要領の通り	▲	別途作成し、共有システムに登録
台帳データ	特記仕様書等の通り	▲	別途作成し、共有システムに登録
i-Construction 成果 情報化施工成果	要領等の通り	▲	別途作成し、共有システムに登録

凡例○：電子納品対象▲：契約図書に指定のある場合のみ

△：電子納品対象外（事前協議により電子納品対象とできる）

※1【情報共有システム利用時の電子納品対象物】

建築局、農業水産局及び農林基盤局の発注工事における電子納品の対象範囲は、情報共有システムの対応状況を踏まえて、特記仕様書等にて個別に指定する。

※2【工事打合簿】

①工事打合簿には工事記録を含む。建設局及び都市・交通局の発注工事では、段階確認報告書、施工状況把握報告書及び材料確認報告書を含む。

②添付書類は PDF 形式が原則だが、必要に応じて PDF ファイルの作成元ファイル（オリジナルファイル）を含めることができる（詳しくは「愛知県情報共有運用ガイドライン」を参照）。

※3【施工計画書】

①施工計画書は、電子成果品のほか印刷物（紙1部）を提出する。印刷物の提出にあたっては、事前打合せ段階の説明資料を活用するなど印刷枚数の節減に努める。監督員と協議の上、参考資料等の重要度が低い部分の印刷を省略してもよい。

②情報共有システムで提出した施工計画書は、「MEET」（打合せ簿）フォルダに格納してよい。

※4【完成図】

「出来形図及び完成図」のうち、完成図（工事完成図等）は特記仕様書等にて作成及び電子納品が指定された場合のみ対象とする。

※5【SXF(sfc 又は sfz)】

①国土交通省等では、原則として SXF（P21 又は P2Z 形式：ISO 国際標準準拠）と定めているが、愛知

県では、ファイルサイズの小さい SXF(sfc 又は sfz 形式)を用いる。

- ②CAD 図面の背景に画像ファイル（ラスターデータ）を貼り付ける場合は、「3-4(2)ラスターデータの仕様」に従うことを基本とするが、これにより難しい場合は、監督員と協議の上図面を PDF 形式で納品することができる。
- ③やむを得ない事情のある場合（発注図面が CAD 図面で提供されない場合等）は、監督員と協議の上、SXF 形式ではなく PDF 形式により納品することができる。
- ④出来形図及び完成図を PDF 形式で納品する場合の格納フォルダは「OTHR」とする（CAD 製図基準に非準拠の図面もしくは SXF 形式以外の CAD 図面を納品する場合も同様）。

※6【工事写真】

営繕工事電子納品要領を適用する場合は、別納品とする。

※7【品質・出来形管理資料】

事前協議により電子納品対象とする場合の格納フォルダは「MEET」（打合せ簿）フォルダとする。